

インフォメーション

開催 大寒の伝統行事「寒の水」

長野県無形民俗文化財に指定されている草越区の伝統行事「寒の水」が開催されます。ふんどし姿の水行者が冷水を浴びる雄姿を、ぜひご覧ください。

なお、一般参加の募集はありません。

やまゆり栽培勉強会参加者募集について

やまゆりの会では、町花やまゆりの普及と「やまゆりの里」の実現に向けて、保護・育成活動を行っており、本年度も「やまゆり栽培勉強会」を開催いたします。

多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

日時と内容

【第1回】
2月18日（火）
午後6時30分から
「種子から発芽までの育て方」について

【第2回】
3月11日（火）
午後6時30分から
「球根の植え付け・管理」について

※内容は変更になる場合があります。

場所
御代田町役場 会議室5

参加費 無料

申込期限
第1回 2月12日（水）
第2回 3月4日（火）

申し込み・問い合わせ先
産業経済課商工観光係
(32) 3113

給食調理員を募集します

～未経験の方でも安心して働けます～

募集内容
会計年度任用職員
（パートタイム） 1名

勤務場所
学校給食共同調理場

任用期間
任用決定時

※令和7年3月31日
※年度ごとの更新が可能です。

勤務形態
午前8時20分～
午後4時35分
（7・5時間）

※1カ月に5回程度、30分の早出があります。

休日
土曜日、日曜日、祝日
夏休み、冬休み、春休みなど給食がない期間は勤務の無い日があります。

応募資格
地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方
※調理師免許の有無は問いません。

事業主の皆さまへ

給与支払報告書の期限内提出にご協力ください

給与支払者（法人・個人問わず）は、給与支払額の多少にかかわらず、すべての従業員等（パート、アルバイトおよび短期雇用者等を含む）の給与支払報告書を作成し、従業員等の1月1日現在（退職の場合は退職日現在）における住所地の市区町村長へ提出することが義務付けられています（地方税法第317条の6）。該当となる従業員等がいる場合には、速やかに提出してください。

なお、令和6年分の給与支払報告書の提出期限は**1月31日（金）**ですので、お早めの提出をお願いします。

給与支払報告書（総括表および個人別明細書）は独自の様式のものをお使いいただくか最寄りの税務署または役場税務課（1階2番窓口）にてお求めください。給与支払報告書の記入等にあたり、不明な点などありましたら、担当までお問い合わせください。

※長野県ではすべての事業主の皆さまに「特別徴収」（給与天引き）の実施をお願いしています。

令和6年・7年度

入札参加資格審査申請追加募集について

町が発注する建設工事や物品納入・業務委託など全ての入札および見積もりに参加を希望する方は入札参加名簿に登録する必要があります。令和7年度に町が発注する入札および見積もりに参加を希望する方は入札参加資格審査申請書を提出してください。

※令和6年度に申請された方は再度申請の必要はありません。

申請受付期間

2月3日（月）～
2月28日（金）

申請方法

A4版ファイル綴じ（色の指定なし）で持参または郵送

資格有効期間（1年間）

6月1日（日）～
令和8年5月31日（日）

提出書類

提出書類の様式等は御代田町ホームページからダウンロードできます。（ホーム↓入札情報↓入札関係様式↓入札参加資格審査申請について）

提出先・問い合わせ先

企画財政課財政係
(32) 3112

防災行政無線
専用ダイヤル

0120(131)994

フリーダイヤル「ボウサイキョウ」で覚えてください。

問い合わせ先 総務課情報防災係 (32) 3111

1月納期の主な町税・使用料など（納期限までに納めましょう）

● 国民健康保険税（8期分）	● 町営住宅使用料（1月分）
● 後期高齢者医療保険料（7期分）	● 上水道使用料（1月期分） 大口12月使用分
● 介護保険料（7期分）	● 下水道使用料（1月期分） 大口12月使用分
● 保育料（1月分）	

納期限
1/31 金曜日

令和7年度 小規模工事・修繕・物品購入・役務提供 受注希望者登録の申請を受け付けます

申請ができる方 申請ができるのは次の条件をすべて満たしている方

- 御代田町内に主たる事業所を有する方
- 町税滞納がない方
- 次のいずれにも該当しない方
 - ・御代田町の入札参加資格者名簿に登録されている方
 - ・希望業種を履行するために必要な資格・許可を有しない方
 - ・その他、公共発注の相手方として不適当な方

登録後の扱い 本審査を通過した方は名簿に登録され、小規模業務見積もりの指名業者となる資格を有します。

※指名や契約を約束するものではありません。

契約方法は、原則として複数の指名業者との見積もりにより、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。

小規模案件の要件は次のとおりです。

【小規模工事・修繕】
予定価格130万円以下

【小規模な物品購入・役務の提供】
・物品の購入
予定価格80万円以下

・役務の提供
予定価格50万円以下

※登録できる業種は5種類までです。

申請受付期間 企画財政課にて随時受け付けます。

資格有効期間
6月1日（日）～
令和8年5月31日（日）

申請方法 持参または郵送

提出書類

- 【小規模工事・修繕】
 - ・小規模工事・修繕受注希望者登録申請書（町長宛て）
 - ・商業登記簿謄本の写し（法人の場合）
- 【小規模な物品購入・役務の提供】
 - ・小規模物品等受注希望者登録申請書（町長宛て）
 - ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
 - ・町税の納税証明書の写し

【様式について】
各申請書の様式は町ホームページから入手できます。（ホーム↓入札情報↓入札関係様式↓小規模工事・物品等受注希望者登録について）

問い合わせ先
企画財政課財政係
(32) 3112